

○宍粟市長交際費の支出基準及び公表基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宍粟市長等の交際費（以下「市長交際費」という。）の適正かつ公正な執行及び透明性の向上を図るための支出基準及び公表基準について必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 市長交際費の支出区分は、次のとおりとする。

- (1) 慶祝 各種行事祝、叙勲等受章祝など
- (2) 弔慰 香料等弔慰など
- (3) 見舞い 傷病等入院時見舞いなど
- (4) 会費 参加費、会費・協賛など
- (5) 記念品等 記念品、PR用特産品代など
- (6) 接遇 対外的な折衝等を行う際の経費
- (7) その他 前各号に分類できない経費

2 市長交際費の支出基準は、別表に定めるとおりとする。

(公表内容)

第3条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 支出区分
- (2) 支出内容
- (3) 支出金額

(公表の時期及び方法)

第4条 市長交際費の公表は、3ヶ月ごとの支出状況を最終月の翌月末までに、宍粟市ホームページに掲載するとともに、秘書広報課において閲覧に供する方法により行うものとする。

(改正)

第5条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定は、平成26年4月1日以後に支出の決定がなされる市長交際費について適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

(別表)

平成 26 年 4 月 1 日

交際費支出基準

	区分	項目	内容	金額等
1	慶祝	各種行事祝	市制、各種団体等の設立・周年記念式典等祝(祝賀会等出席の場合)	10,000 円以内
		叙勲等受章祝	叙勲等祝(祝賀会等出席の場合)	10,000 円以内
			各種受賞等祝	3,000 円程度の品
			安全祈願祭等	清酒など
2	弔慰	香料等弔慰	功労者、各種委員・団体長等香料・供物(本人)	10,000 円以内
			功労者・各種団体長等親族への香料・供物(配偶者、子、同居の親族)	5,000 円以内
3	見舞い	傷病等入院時見舞いなど	各種委員・団体長等入院時の見舞い	5,000 円以内
			災害・事故等への見舞い	3,000 円程度の品
4	会費	参加費	会合・研修等参加費	10,000 円以内
		会費・協賛	各種団体年会費、協賛等	10,000 円以内
5	記念品等	記念品	各種大会市長賞副賞など記念品代	10,000 円以内
		PR用特産品代	視察時・来訪者等に対するPR用特産品代	3,000 円程度
6	接遇	対外的な折衝等を行う際の経費	市政に関する外部との懇談	社会通念上妥当と認められる範囲内で支出
7	その他	前各号に分類できない経費	その他雑費	社会通念上妥当と認められる範囲内で支出

○上記以外は、その都度市長と協議し、決定する。